別紙標準様式（第６条関係）

会　議　録

会　議　の　名　称	第１回　枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会
開　催　日　時	令和８年　６月　４日（木）　開始時刻　18 時　30 分 終了時刻　20 時　45 分
開　催　場　所	枚方市 子ども未来部 まるっとこどもセンター　歯科診察室 枚方市岡東町 19-１ OFFICE A ６階
出　席　者	会長：玉野委員、副会長：飯田委員 委員：伊藤委員、岩本委員、平井委員
欠　席　者	なし
案　件　名	(１)会長、副会長の選任について (２)審査会への諮問について (３)審査会の運営について (４)枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(案) 枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託仕様書(案) 枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託事業者選定評価基準(案)について (５)その他
提出された資料等の名　称	資料１　諮問書（写し）（別添あり） 資料２　委員名簿 資料３－１　枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(案) 資料３－２　様式１～６ 資料４－１　枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託仕様書(案) 資料４－２　別添_枚方市児童育成支援拠点事業開始届 資料５－１　枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託事業者選定評価基準(案) 資料５－２　委託契約予定事業者の選定に係る内容審査の考え方について 資料６　枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 参考資料１　枚方市附属機関条例 参考資料２　児童育成支援拠点事業実施要綱【国】 参考資料３　国のガイドライン
決　定　事　項	審議内容のとおり

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開：枚方市情報公開条例第５条第１項第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	答申後に公表：枚方市情報公開条例第５条第１項第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議等を行うため。
傍聴者の数	―
所管部署（事務局）	子ども未来部　まるっとこどもセンター

審　議　内　容
（1）会長、副会長の選任について 【事務局】 本審査会には枚方市附属機関条例の規定により、委員の皆様方の互選により会長副会長を決めることとなっております。事務局としましては、会長を弁護士の玉野委員、副会長を大阪国際大学准教授の飯田委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。 【委員】 異議なし （2）審査会への諮問について 【事務局】 本日本審査会に対し、市長から諮問書が提出されておりますので、これより玉野会長にお渡しいたします。 （諮問書が提出される） 【会長】 ありがとうございます。 （3）審査会の運営について 【事務局】 本市では原則として会議は公開するものとしております。ただし、本審査会でご議論いただく内容については、委託事業者選定過程や審査概要等、本市情報公開条例の規定による非公開情報が含まれるものと考えており、会議を公開しないことができるものと考えております。会議録の作成につきましては、審議の経過が分かるよう、発言内容を明確にして記録するものとされており、発言者名については個人名を記載せずに表記させていただきたいと考えております。会議録につきましては事務局で作成の上、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしてはどうかと考えます。 【会長】 ただいま事務局から審査会の公開等についての説明がありましたが、委員の皆さんからご質問ご意見等ございましたら、お願いします。会議を公開しないこと、会議録は作成の上、本審査会の答申後に公開することにご異議ありませんか。 【委員】 異議なし 【会長】 全員異議なし。よって本件については決定いたします。 【事務局】 審査会の提出資料につきましても、本審査会の答申後に公開する取り扱いとしてはどうかと考えます。ただし、資料2にございます委員名簿につきましては、審査

会の透明性の観点から、本日の第1回審査会終了後の公表を提案させていただきます。

【会長】 本件について審査会の提出資料等については、本審査会の答申後に公開とすることとし、ただし、委員名簿については、氏名、職業について本日の審査会終了後に公表することにご異議ありませんか。

【委員】 異議なし

【会長】 全員異議なし。よって本件については決定いたします。

(4)枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(案)
枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託仕様書(案)
枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託事業者選定評価基準(案)について

【事務局】 プロポーザルによる委託事業者選定を行っていただく審査会につきましては、本日を含め、全3回の開催を予定しております。本日は第1回目として、事業者を募集するために必要な募集要項案、仕様書案等についてご説明いたします。第2回審査会は7月30日木曜日、応募事業者が4社以上の場合に第一次審査を実施いたします。第3回審査会は9月1日火曜日、応募事業者によるプレゼンテーションを実施し、委員の皆様のご審議の上、答申をいただきたいと考えております。

(募集要項、仕様書、評価選定基準の説明)

(以下、委員からの質問・意見)
【委員】 2点あります。1点目は、募集の公表が6月10日からスタートとのことですが、ホームページをみた事業者だけが公募するという形なのか、何か他の広報方法も予定されているのかをお聞きします。

2点目は、この参加の条件の中に児童に関わる居場所を運営されてきた実績を要件としていますが、既にどこかでフリースクールなどの居場所をされている方が多いのではないかと想定しています。そうした場合に、この事業に参加するには全く新しい別の場所を借りて事業をしないといけないのか、それとも既存の場所を活用できるのか、3年後に事業が終わるとなったときのリスクについてお聞きします。

【事務局】 1点目について、昨年度に主に放課後デイサービスを行っている事業者を対象にサウンディング調査を実施しています。その時点では3社ほど前向きに検討していただいているところもあり、今年度、募集に踏み切っているところです。また、サウン

ディング調査を実施した事業者に対して公募について情報提供をさせていただくとともに、ホームページにも掲載させていただき、広く告知してまいります。

2 点目について、事業所の規模や、運営状況によっても、ご回答が異なってくるかと思います。開設準備経費として 400 万円を提示していますので、その範囲でどのような場所を確保するかについての提案を確認していくことになると思っています。

3 年後の事業については、3 年間の業績や蓄積されたノウハウについて市が厳正な評価を行った上での継続的な活用の観点と、委託契約における公平性・透明性の確保の観点から、次期継続に向けた対応を検討していく考えです。あわせて、利用しているお子さんが不安を抱くことがないよう、事業の安定的な継続のあり方についても充分配慮して検討していきます。

【委員】 運営状況報告というのは、どのような頻度で、どのような内容について報告を受けるのですか。

【事務局】 仕様書の 7 ページの実績報告のところになります。毎月 1 日に何人のお子さんが利用し、何人の人員が配置されているかという報告をいただきます。また、現状として、社協に委託している拠点から毎月ご報告をいただく中で、お子さんの利用時の様子や相談事の他、問題行動やトラブルなどの報告も受けます。課題があれば対応していくために、定例的に市の支援担当者、事業担当者と運営事業者の 3 者で、情報共有や協議などを行っており、その中で運営事業者にも対応を求めることがあります。これらの報告や協議の機会を通して、お子さんの状況にきちんと寄り沿った対応ができているかということを評価できるものと考えています。

【委員】 会計的な報告も市から受けるということですか。

【事務局】 会計的な報告については、今は受けていない状況です。委託料の支払い方法として、実績報告に基づき 2 期に分けて支払う形にしており、配置している専門職によって、委託料の加算をしていくという形になっています。

【委員】 2 点あります。「心理スタッフ」という表現について、先に案として提供された仕様書では「心理療法」となっていたが、表現として適切ではないため、「心理スタッフ」という表現にしていただいたのですが、「心理スタッフ」という表現もどうかと思うところがあります。一案としては、公認心理士の国家資格ができるまでは、「臨床心理士」というような表記をしていたことから、「臨床心理専門職員」という表現でも良いかと思いますが、何かいい表現があればご意見いただければと思います。

もう 1 点として、要保護児童として支援しているお子さんの中には、様々な養育環境の背景からトラウマ反応として優しくされると反発していく、気になるということがあります。本当は母親に向けたい気持ちを、職員に向けたりする行動が、表面上、問題行動に見えるようなことが起こってくる可能性があります。
そういう意味では、臨床心理学的な支援が可能な心理スタッフが必須であると思います。心理職の雇用が難しいという現状があるのであれば、評価基準について評価点を上げるなど、工夫をしていただきたいと思います。

評価基準については、「臨床心理専門職員」を配置していれば加算になる「極めて妥当」で他の評価項目の最大値である 15 点の評価点にするのはいかがでしょうか。

【会長】 ご提案いただいた「臨床心理専門職員」という名称についてはいかがでしょうか。

【事務局】 臨床心理という表記は学部の名前でもあるので、問題ないかと思います。

【会長】「心理スタッフ」と伺い、どのような職種の方かと思っていました。「臨床心理専門職員」がいいかもしれません。

【会長】 支援員のところについて、「情熱がある者」というだけで良いのかと思います。③の学習支援のところで「こどもの権利を学ぶ機会の提供」となっていますが、支援員に「こどもの権利」という言葉が 1 つも出てきていないというのが非常に気になります。管理者はもちろん管理能力がないといけませんが、支援員は、やはりこどもの権利について精通しているか、もしくは、そこで学び続ける意欲があるものなどの要件が必要であり、「熱意ある者」だけでは不十分かと思います。

また、不適切な養育を受けた子は背景にトラウマがあることを理解し、「トラウマインフォームドケア」を意識した関りができるような、職員が必要ではないかと思います。

【委員】 「臨床心理専門職員」が一番適切な気がしますが、臨床心理士じゃないというイメージになってしまうということですか。

【事務局】 臨床心理士限定でもなく、心理支援専門職員という表現も適切かもしれません。

【委員】職員配置の評価点については、現状のメンバーで何とかしようと思われると適切ではないと思うので、専門職を雇用して実施するぐらいが良いと思うので、評価点を上げるのは賛成です。

【事務局】 職員の確保や人材育成が重要であるということですので、職員体制・人材育成に関する評価点を 15 点にし、送迎支援を下げるなどで調整をしたいと思います。

【委員】 生活習慣の形成についての評価点は、10 点で良いと思います。送迎支援も必須なので、同様に 10 点で良いかと思います。

【会長】では、職員体制・人材育成の評価点をどちらも 15 点にして、生活習慣形成と送迎支援の評価点を 10 点にするという調整でよろしいでしょうか。

（全員同意）

【委員】 事前ミーティングが「可能な限り」となっているのは何か理由があるのですか。

【事務局】現在委託している社協との仕様書では「必要に応じて」としており、この度新たに委託を行うにあたり「できるだけ行っていただきたい」という意図と、利用と並行して事業を開始する可能性があることから「可能な限り」という表現にしています。

【会長】 必ず行うことが難しい場合があるということですね。ただやはり「原則として」程度はあっても良いかと思います。

【委員】 食事の提供の仕方について、例えばお弁当でもいいのか、栄養面での基準はあるのですか。

【事務局】 仕様の中には定めていない状況です。国のガイドラインにおいても食事の提供のあり方について、様々な方法があるとされています。事業所によっては、施設内で調理して温かい食事を提供する場合もあれば、他の方法もあります。

【委員】 第二次審査のプレゼンテーションのときに、具体的な内容まで聞くということですか。

【事務局】 そうです。事業所によって設備が異なり、調理ができるかできないか、また温かい食事を提供するかなど、プレゼンテーションで詳しくお聞きして、評価していくことになります。

【委員】 学生に関しては、小学生、中学生、高校生という形で登録されていると思うのですが、学校との連携に関しては、事業者が独自に決めるということですか。

【事務局】 仕様書の 9「支援の流れと各機関の役割」において、記載しています。国のガイドラインでは、拠点事業の事業者が学校との連携や要保護児童対策地域協議会への出席をすると書かれているので、仕様書に、記載しております。状況によっては、市と事業者のいずれが連携を取ることが適切か検討が必要な場合があります。その場合は支援担当者と事業者で情報共有しながら、どちらがどのように関係機関にアプローチしていくのが効果的かということを検討し、決めます。

【委員】フリースクールなどの民間事業者が子どもの状況に応じて関係機関と連携をとるのと同じように柔軟に動くということですね。

【委員】実際に多くの不登校のお子様がいます。不登校にはさまざまな背景があり、何が要因となっているのかわからないことが多いです。また、保護者も体調の不調を抱えているご家庭も多いため、家庭も含めた対応が必要であると思います。難しい対応を迫られる中、人材確保や人材育成については重要な要素であると思います。専門職の確保は困難となる可能性もあるかと思いますが、プレゼンテーションのときには、人材を確保している状況なのか、これから確保するという状況なのかということも評価として大きいかと思います。

【事務局】 スケジュール的にプレゼンテーションのときには、これから確保するという提案が想定されます。

【委員】 国のガイドラインでは、心理職の巡回なども書かれていますので、スーパービジョン的に、行動理解についてコメントができる方が良いと思います。

【会長】 支援内容について、利用中の安全安心な居場所の提供があるのですが、子どもの声を聞くということについて常時実施する必要はないかと思っています。例えば意見箱を常時設置して、利用者の声、子どもの声を聞けるようにした方がいいのかと思います。

【事務局】 実際に利用し、みんなで過ごす中で、どうしたら心地よく過ごせるか、どういうルールを定めたらいいかということを、お子さんと話し合いながら決めていくといった目的があります。

【委員】 利用者負担というのはあるのですか。

【事務局】 ありません。基本的には提供できるようにしていただきますが、食べるかどうかについては、お子さんの状況に応じることになります。

【委員】 課外活動の提供のところで、実費負担が出てくる可能性はありますか。

【事務局】課外活動で別途経費が発生する場合は実費負担という可能性はあると思います。

【委員】 児童というのは小学生のことを指していますか。

【事務局】 小学生から 18 歳までです。

【委員】 開設時間中は、利用者のお子さんは自由に来ることはできますか。

【事務局】作成していただく支援計画の中で決めます。利用時間はお子さんによって違うと思います。

【委員】 そうすると、送迎というのはお子さん一人一人を送迎するような感じですか。

【事務局】基本的には、学校が終わってから利用される小学生のお子さんを、学校から乗せていき、帰りも複数人を乗せて送る形を想定しています。お子さんの送迎場所も、計画の中で摺り合わせし、状況に応じて決めています。

【委員】 送迎ができないから利用できないとか、そういうことがあったら困りますね。

【事務局】 基本的には送迎支援を必須としているので、そこは対応していただくしかありません。体制のこともある中で、国が示した事業費で検証されていくことになりますので、どこまでできるかというのは、状況を伺いながら改善していくことになると思います。

【会長】 仕様書の 6 ページの安全対策で、児童同士の「権利侵害」というところが出ているのですが、「性暴力防止法」の件も含めて、子ども同士だけでなく、大人と子ども間での権利侵害もあると思います。職員からの権利侵害についても言えるような体制作りを示す必要があるのかと思うのですが、児童同士に加えて、職員からのことも明示できないですか。

【事務局】 性暴力が対象になってくるような施設だからそこは明示できると考えます。

【会長】 本当に様々なご意見を出していただいてありがとうございます。何点か修正するところがありますが、本日の会議で修正内容を確定するのは難しいと思うのですが、どのように対応させていただいたらよろしいでしょうか。

【事務局】 今回の意見をまとめさせていただき、修正案として、会長と副会長に見ていただき、決定を一任させていただいてもよろしいでしょうか。

（全員同意）

【会長】本日の修正点については、会長副会長にご一任いただき、事務局と調整の上、ご報告させていただきたいと思います。

（5）その他
【事務局】 本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただくか、お持ち帰りいただいても結構ですが、取り扱いにご注意ください。なお、応募事業者が 4 社以上の場合は、7 月 30 日木曜日に第 2 回目の開催を予定しております。

【会長】 それでは以上で本日の議題は全て終了しました。第 1 回枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会を閉会いたします。委員の皆さんには長時間にわたり本審査会の運営にご協力くださりありがとうございました。

＜閉会＞